

## 別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法整備を求める意見書

我が国では、厚生労働省の人口動態統計によれば平成12年以降毎年20万組以上の夫婦が離婚しているが、そのうち約60%は未成年の子供がいる夫婦である。

夫婦の離婚に際して、現在の法制度の下においては、未成年の子供がいる場合、父親か母親のどちらかに親権者を定める単独親権制度を採用しており、親権は監護の継続性を重視し、現にどちらの親が監護をしているかが基準となっている。このことから、離婚に伴う子供の親権や監護の権利を優位に進めるため、婚姻中において、一方の親の同意を得ずに子供を連れて別居し、その後の面会交流を拒否するなど、我が子との交流が一方的に断たれる事例が多発している。

子供が両親から愛情と養育を受け続けることが子供の健全な成長にとって好ましく、長期的に子供の最善の利益に資することから、離婚や別居による悲惨な親子関係の断絶状態を防止することが必要である。

よって、国においては、夫婦の離婚又は別居後においても、子供と両親が頻繁に交流できる環境及び両親が協力して子供の養育に関わることのできる環境を実現するため、必要な法整備を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
法 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

福島県議会議長 杉 山 純 一